

外国人材も
出世する街

浜松市は
外国人が働きやすい職場を
認定しています

浜松



外国人材も出世できる浜松市へ

浜松市には、新しいことに挑戦する「やらまいか精神」が根付いています。
徳川家康が浜松城を築き天下人へと成長した歴史に象徴されるように、
多くの実業家や企業を生み出し、「出世の街」として発展してきました。

現在、3万人を超える外国人が暮らす浜松市では、
多様な人材が活躍する環境づくりが進められています。

外国人材を単なる労働力としてではなく、共に未来を創るパートナーとして迎え入れることで、
新たな発想や価値が生まれ、企業や地域の成長につながります。

言語の壁、文化の壁、定着の壁といった課題はあるものの、
外国人材との協働に成功している企業を、浜松市は「外国人材活躍宣言事業所」として認定しています。
そして、新しい一歩を生み出す市内企業を力いっぱい応援します。

出身やルーツに関わらず、意欲ある人が挑戦し、成長できる街・浜松。
やらまいか精神のもと、多様な力が未来を切り拓きます。



HAMAMATSU GLOBAL WORKPLACE

浜松市外国人材活躍宣言事業所について



HAMAMATSU GLOBAL WORKPLACE

浜松市は令和3(2021)年から外国人材の活躍推進に
積極的に取り組んでいる企業・事業所を認定しています。

認定事業所での 取り組みの一例

- ☑ 社員へ異文化理解を促している
- ☑ 社員へのやさしい日本語の使用をすすめている
- ☑ 社員ひとりひとりの特性を活かすことに理解がある
- ☑ 日本語学習へのサポートがある
- ☑ 外国人材の職場での活躍を応援する環境づくりをしている など

認定事業所の取り組み例

外国人材が業務内容を理解しやすいよう、マニュアルにはふりがなをふっています。また、文章だけではなく写真や動画を使ったマニュアルを作成しています。日本語学校と連携を図っているため、日本語に不安のある外国人材については、日本語教育を受けることも可能です。

外国人介護スタッフとは定期的に面談の機会を設け、業務の悩みだけでなく、生活上の悩みや相談を聴く機会を作っています。
(社会福祉法人慈悲庵様
業種：社会福祉事業)



いろいろな人とのコミュニケーションを図るため、協力会社の方々と社員旅行やボーリング大会、新年会などのイベントも行っています。日本でいろいろな経験をしてもらいたいと思っています。

地域のみなさんに顔と名前を覚えてもらうため、会社近くに社員寮を用意し、同じ町内に住んでいる社員と一緒に浜松まつりや運動会への参加、草刈り、防災訓練などの自治会行事に参加し、町内の人と交流しています。
(株式会社マルハナ様
業種：建築金物卸売業及び金属工事)



会社の施策として管理物件マンションへ積極的に外国籍の方の入居を促進するため、外国籍社員を採用しました。その後、配属された部署で物件紹介HPの多言語化をはじめ目に見える形で外国籍入居者を獲得することができました。

入居者を新規獲得するだけでなく、既存の外国籍入居者へのアフターフォローが入居者の安心感に繋がっています。外国籍社員であっても日本人社員と同等の人事評価制度の下、昇給・昇格などについて数字(点数)でわかる評価結果を示し、まったく同じ基準の下に人事評価を行っています。
(株式会社丸ハアセットマネジメント様
業種：不動産管理業)



外国人材活躍宣言事業所を募集します

募集期間

6月1日から6月30日まで

主な募集要件

- 4月1日現在、1年以上浜松に所在している事業所であること
- 外国人材を1名以上雇用し、安心・安全に働くことが出来る就労環境づくりのほか、能力発揮・活躍促進・職域拡大に努めていること等

認定期間

翌々年度の3月31日まで(更新制)
2回以上の更新の場合は5年間

応募方法

指定の書類を浜松市のホームページよりダウンロードし、下記の応募先まで郵送または持参してください。

- 1.認定申請書
- 2.取組み報告書
- 3.チェックリスト

認定申請要件の詳細
提出書類のダウンロード▶



応募先

〈事業受託運営事業者〉公益財団法人浜松国際交流協会 (HICE)
〒430-0916 浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松4F
TEL:053-458-2170

提出期限

6月30日当日消印有効

認定のプロセス

アドバイザー派遣(任意)

書類提出
6月中

書類審査

訪問審査・ヒヤリング
8月頃を予定

認定委員会にて認定決定

認定式
10月頃を予定



アドバイザー派遣

認定を目指している事業所から希望があれば、アドバイザーを無料で派遣します。社会保険労務士、または外国人材雇用や定着支援に詳しいキャリアコンサルタントが訪問し、就労環境の向上を支援します。
今年度の認定を目指す場合は、6月15日までのアドバイザー派遣申請が必要です。



ICCスタープライズ制度

認定期間の更新を2回以上受けた事業所は、【ICCスタープライズ制度】に応募することができます。職場内の多文化共生を進める方針を定め、高いレベルでの取り組みを実施していること、かつスタープライズ認定をすることに足ると認められた事業所には浜松市の特例認定「スタープライズ」が贈られます。(令和7年度開始)

※ICC=Intercultural City(インターカルチュラル・シティ) 浜松市は2017年に、欧州評議会主導のICCネットワークへアジアで初めて加盟しました。外国人の多様性や能力を都市の活力・発展に活かす多文化共生の取り組みを進めています。

浜松市外国人材活躍宣言事業所認定を受けるメリット



①優秀な外国人材の確保につながる

認定マークで事業所のイメージアップ! 外国人の応募につながります。市や浜松国際交流協会のサイトでは、企業の取り組みをご紹介します。

②市の発注業務で優遇される

浜松市が発注する建設工事の入札における総合評価落札方式の評価項目で加点があります。その他、市発注の物品購入や業務委託において優先調達!

詳しくはこちら▼



③ビジネスサポート資金の利用で優遇される

浜松市の中小企業者向け融資制度において、年率1.9パーセント以内での融資を受けられます。運転資金・設備資金としてお使いいただけます。

※令和8年4月1日現在

詳しくはこちら▼



④多文化共生に関する相談を受けられる

アドバイザーによる外国人材の定着支援、日本人社員への異文化理解研修など各種のサポートを受けられます(認定後1回分は無料)。



⑤日本語学習へのサポートがある

①オンライン日本語学習コースを3名分まで無料で利用可能

コース	JLPT日本語能力試験 対策コース	BJTビジネス日本語能力テスト 対策コース
レベル	N1~N5のレベルで選択可能	N2レベル以上の日本語力をお持ちの方向け

②外国人材等日本語学習支援事業費補助金の交付上限が増額

定着促進のために企業が負担した日本語学習費用の半額が戻ってきます。

	N3合格者 補助額	N2/N1合格者 補助額
浜松市外国人材活躍宣言事業所	上限40万円	上限50万円
上記以外	上限30万円	上限40万円



浜松市の外国人材雇用事業所向けサポート

浜松市では、外国人材を初めて雇用する際のお悩みから、人材の定着のお悩みまで、各段階で様々なサポートプログラムを用意しています。

雇用を検討し始めたら

外国人材マッチングサポート



相談先:外国人雇用サポートデスク(浜松市多文化共生センター内)

浜松市外国人雇用サポートデスクでは、浜松市内事業所と外国人市民を無料でマッチング。キャリアコンサルタントの国家資格を持つ相談員が外国人材の雇用から定着まで親身にサポートします。

詳しい情報はこちらをご覧ください▶



新規で採用が決まったら

浜松市外国人材雇用事業所 支援事業費補助金



詳しい情報はこちらをご覧ください▶



外国人材を新規で雇用する企業の取組に対して補助します。

対象事業所	<ul style="list-style-type: none"> ①②を満たす事業所 ①浜松市内に主たる事業所がある法人、又は浜松市内で事業を営む個人事業主 ②対象となる外国人材を新規で雇用する事業所
対象人材	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥のすべてを満たす人材 ①前年度に雇用または今年度新規で雇用される外国人材 ②雇用契約期間が1年以上である ③浜松市内に住居がある ④勤務先が浜松市である ⑤同一事業所またはグループ会社内で勤務していること ⑥以下の在留資格を持つこと <p>「高度外国人材」在留資格</p> <p>高度専門職 経営・管理 法律・会計業務 研究 技術・人文知識・国際業務 企業内転勤</p> <p>「介護人材」在留資格</p> <p>介護 特定活動[EPA] (介護福祉士の登録を受けている場合)</p>
補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ●社宅の賃料: 上限6か月分の経費の2分の1以内 ※上限: 外国人材1人あたり15万円、1事業所あたり150万円 ●定着支援にかかる事業: 経費の2分の1以内 ※上限: 事業所あたり20万円 <p>新生活に伴う転居や生活・行政手続き等の支援 例: 通訳・翻訳にかかる料金等</p> <p>日本のビジネスマナー・生活習慣・文化理解の促進、企業の制度理解促進のための事業 例: 各種研修実施のための講師謝金・会場使用料・委託料等</p> <p>事業所内の多言語化や日本語学習等のコミュニケーション支援 例: 日本語学習のための授業料・教材費・会場使用料・委託料等</p>
申請手続き	<p>①2026年12月末までに(公財)浜松国際交流協会(HICE)に申請書を提出 持参の場合: 12月25日(金)午後5時まで / 郵送の場合: 12月31日(木)必着</p> <p>▶ ②交付決定書を受領 ▶ ③事業実施 ▶ ④2027年3月末までに報告書を提出</p> <p>申請要件などの詳しい説明は浜松市のホームページをご覧ください(上記QRコード) すべての提出書類のフォーマットもダウンロードできます</p>

ご家族も来日されたら

生活オリエンテーション

年2回開催(5月27日・10月28日)



外国人材の配偶者やお子様にとって来日した際の時期は不安だらけ。浜松で生活する上で役に立つ情報をお伝え、安心して暮らせるようにサポートします。また、外国人と日本人の交流の場として、おしゃべりを通して日々の疑問を解消したり、友達を作ったり、コミュニティ形成に繋がります。

詳しい情報はこちらをご覧ください▶



日本語能力試験に合格したら

浜松市外国人材等 日本語学習支援事業費補助金



詳しい情報はこちらをご覧ください▶



定着促進のために企業が負担した日本語学習費用を補助します。

申込期間	5月1日～翌年2月末日まで
対象事業所	浜松市内に営業所・事業所等がある法人、又は浜松市内で事業を営む個人事業主
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人材の要件: 住居ならびに勤務先が浜松市内であること 日本語能力試験(JLPT)、N3・N2・N1に過去1年以内に合格している ●事業所の要件: 日本語学習に関わる経費(学費・教材費等)を企業が全額負担している
対象経費	<p>日本語学校や日本語教室での学習に要する経費の2分の1以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ●N3合格者: 1名につき上限30万円 ●N2・N1合格者: 1名につき上限40万円 <p>※外国人材活躍宣言事業所は上限が10万円引き上げられます。</p>
申請方法	<p>2027年2月末日までに申請書類一式を(公財)浜松国際交流協会(HICE)へ提出ください</p> <p>申請要件などの詳しい説明は浜松市のホームページをご覧ください。 すべての提出書類のフォーマットもダウンロードできます。</p>



認定事業所一覧(現在53社)

★ スタープライズ認定事業所

- ムラマツグループ
辻精機(株)・廣川精機(株)
- ★ 株式会社静岡県セイブ自動車学校
- ★ 株式会社マルハナ
- ★ 株式会社丸八アセットマネジメント
- 遠州信用金庫
- 社会福祉法人天竜厚生会
- ★ 株式会社アイケア
- 株式会社ソミック石川
- ★ 社会福祉法人慈悲庵
- 株式会社遠州クリエイト
- ★ 社会福祉法人慶成会
- ★ 遠州鉄道株式会社
- 株式会社モアソソジャパン
- 株式会社マル善トーカイ
- 株式会社東洋インフラテック
- 株式会社共同
- 株式会社小松組
- 株式会社浜名ワークス
- 有限会社伸栄総合サービス
- 文丘建設株式会社
- 株式会社フジヤマ
- 株式会社アクティシステム
- 社会福祉法人三幸会
- ヤマハ株式会社
- 有限会社メット
- 東海下水道整備株式会社
- 株式会社宝翔
- 淳和工業株式会社
- シダックス大新東ヒューマンサービス
浜松営業所
- エボルテック株式会社
浜松開発センター
- ユービーサポート株式会社
- 中村建設株式会社
- 株式会社東横イン 浜松駅北口
- エンケイ株式会社
- 株式会社イカイインダストリー
- 聖隷クリストファー大学附属
クリストファーこども園
- パイフォニクス株式会社
- 株式会社プラスチック浜松営業所
- 医療法人社団一穂会西山病院グループ
- 株式会社小楠金属工業所
- 株式会社ヤタロー
- 株式会社ヤタロー静岡
- 株式会社渡部建設
- 株式会社ホンダモビリティ中部 浜松オフィス
- 浜松ヒートテック株式会社
- 株式会社渡辺兄弟工業
- 株式会社塗和
- IBUMARI株式会社
- 日本ビニロン株式会社
- 竹田工業株式会社
- 株式会社インタラック関西東海
- 株式会社アサヒキャリアサービス
浜松営業所
- 株式会社TOMOファーム

※認定順 令和8年5月1日現在



事業責任者:浜松市

事業受託運営事業者:公益財団法人浜松国際交流協会(HICE)

お電話でのお問い合わせ
TEL:053-458-2170

メールでのお問い合わせ
info@hi-hice.jp

雇用サポートデスク:雇用に関するご相談
job_info@hi-hice.jp